

令和 6 年度第 2 回放課後子ども総合プラン推進委員会

日 時：令和 6 年 9 月 5 日（木）14 時 00 分～15 時 36 分
 場 所：三宮研修センター 6 階 605 会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 次期「神戸市子ども・子育て支援事業計画について」（放課後児童対策関連事項）

● 事務局

資料 1【次期計画掲載内容（案）】により説明。（省略）

【学童保育の量の見込み、実施場所の確保】

資料 2－①により説明。（省略）

○ 委員

- ・今後学童利用者は増え続けるが、小学校の児童数が減ることで学校の教室が空いてくるという認識で良いか。学童と比例して小学生も増えるのではないか。

● 事務局

- ・神戸市全体では今後学童数は 5 年間増えていくが、児童数は減っていく。一部の地域は増えているがほとんどの学校は微減傾向。

○ 委員

- ・長尾小学校では来年は恐らく 100 名近く減ると思われる。普通教室に空きが出てくると考えるが水回りがないので学童利用の場合は改修が必要かもしれない。

● 事務局

- ・普通教室を放課後のみ学童の部屋に使うのは難しい。個人の私物がおいており、個人情報もあるため、特別教室や多目的室等を中心に考えていきたい。

○ 委員

- ・多目的室や図書室を場所として確保した場合、放課後指導員が複数必要となり、部屋は空いているが結局、人の配置の関係上使い切れないということもあるか。

● 事務局

- ・一つの大部屋で、多くの指導員で対応した方がこども達に目が行き届くが、国等の仕組みとしては 40 人を 2 人の指導員で見守ることとなっている。多目的室や図書室の規模は 40 人程度。当基準と合っていると考えており、そのような運用を運

営者にもお願いしている。80人なら4人の指導員が2部屋に分かれて見る。

○委員

- ・今後の学童利用は5,000人以上増の見込みとなっており、単純に40人で割ると125単位増え、市全体では250人、余裕を考えて300人以上の人材確保が必要となる可能性があり、雇用できるか不安がある。保育所は丸一日雇用だが、学童は午後のみのため、短時間では働き手が見つからない一方で、扶養の範囲内で働きたいという方もおり、質も加味して採用するととても難しい。大学等にも神戸市から声をかけてくれているが、大学生にどこまでの役割を担ってもらうかが難しい。
- ・学童は学校のクラス制とは違い、一度に見る児童も多く、他学年が入り混じっている。施設によっては教室よりも狭くなるような環境で、家庭環境や学校でのトラブルについても児童と向き合う必要がある。保護者にも一緒にこどもと向き合い協力していく必要があるということを伝えたい。

●事務局

- ・人材確保は神戸市としてもアプローチやフォローの仕方等について大事な部分であるため、施設側の声を聞きながら質の向上の研修体制等も含めて検討したい。

【放課後の居場所づくり】

●事務局

資料2-②により説明。（省略）

○委員

- ・放課後に運動場が開放されていたら遊びたいという児童は4割いるということで、のびのびひろばも学校によって運動場を開放して遊ばせてくれるところもあるが、のびのびひろば実施日に限らず、放課後の短い時間だけでも運動場を開放できないのか。

●事務局

- ・小学校163校のうち運動場開放は76校と約半数。また、教育委員会の事業として大学生等を派遣して運動場で遊びを見守る取り組みは50校ある状況。

●事務局

- ・運動場開放は子どもの居場所としての役割に加え体力向上としても意義のある取り組みだが、職員体制の問題や地域の状況等で出来ていない学校もある。
- ・教員が見守りをしているが、少しでも負担を軽減するため外部人材等を取り入れて取り組んでいくという趣旨で放課後運動遊びを実施している。

○委員

- ・長尾小学校の場合、放課後に学童保育コーナーから学童指導員がこどもを学校に連れてきて運動場でこども達の遊びを見守っているような状況。夏休みは暑いため、体育館も使ってもらっているが、学童のために行っており、一般向けではない。一般向けに開放した場合に、指導員のような見守りの方はいないので、怪我をすると保健室の養護教員が日常的に対応しなければならなかという話は出てくる。安全の確保ということが開放には影響している。

○委員

- ・のびのびひろばは概ね16時頃まで実施されているという認識だが、その後児童が学童保育コーナーにいくことについて運営者の2割が認めていないということだが、入室する時間の管理が難しいということが主な原因という理解で良いか。

●事務局

- ・学童保育では児童の入室と退室を機械的に管理されているが、学童保育にいる時間は責任をもって運営者で管理できるが、のびのびひろば等どこかに寄ってから学童に入室するとなるとその管理が難しいと感じている運営者が2割いるが、残りの8割は保護者から事前連絡を貰うことを前提に認めている事例もある。

○委員

- ・小学校の近くに児童館がありそこを学童利用している児童についてはのび終了後でも受け入れられているが、遠い児童館に保護者の意向で学童利用している場合もある。その場合はのびのびひろばを利用してから向かうとおやつの時間や17時を過ぎることもあるため、そのような距離の問題から受け入れの可否を判断しているケースがある。
- ・夏休み期間、午前中にのびのびひろばを学童と一体的に運営しているところの利用者は喜んでいるケースがある一方で、職員は通常平日は午後からのため、夏休みのみ午前中にというのは難しいという意見もある。
- ・近くに児童館がない学校はのびのびひろばをはじめとした子どもの居場所づくりの更なる拡充が必要と考える。

○委員

- ・運営者アンケートで地域ボランティアの確保が困難との回答が7割とのことだが、謝金が時間単位で500円では集まらない。少しでも上がれば若いPTAの方等も手伝ってくれると思う。

●事務局

- ・のびのびひろば開始から20年間維持している金額。継続的に内部でも議論はしているが金額上昇に踏み切っていない。今後も継続課題としたい。

【学童保育の質の確保】

●事務局

資料 2－③により説明。（省略）

○委員

- ・配慮を必要とする児童が安心して過ごすことが出来る取り組み等のための専門性の向上につながる研修とあるが、研修内容の表記があれば、説得力が増す。神戸っ子すこやかプラン2024の2、3行の表記では物足りないと感じる。

●事務局

- ・資料にある方向性の部分のみを計画に記載する予定であり、具体的方策の部分は今後どのような内容でやっていくのかの説明を記載している。研修の具体的な内容を含めて記載については検討したいと考えている。

○委員

- ・配慮をする児童の対応として、その気持ちを分からない子どもとトラブルになることもあります、スタッフもその対応で大けがをする事態があった。このような場合の対応の仕方として、例えば学校の一部の教室を借りて、配慮をする児童とそうでない児童を分けることが出来れば落ち着いて対応できトラブルも減るかもしれない。

●事務局

- ・場所の確保は教育委員会との連携が必要。配慮をする児童への対応は運営事業者からの声を聞きながら市としてフォローを的確にしていくべきと考えている。

○委員

- ・夏休みのみの学童はどのような就労形態の家庭が対象となるのか。

○委員

- ・平常時、学校があるときはパートに行っており、下校する時には帰っているが、夏休み期間中は午前中も学校が無いので、そのような方々が利用していると思う。

○委員

- ・昼食提供について、過密な施設では利用者が多くなり、弁当事業者から依頼した通りの数の弁当が届かない場合は、買いに行く必要があるが、子どもから目を離せないためそれもなかなか難しく一歩踏み出せないという施設がある。成功例や課題を他施設にも共有しながら取り組むと広がると思う。

●事務局

- ・決済・発注システムを導入している配食事業者を導入して提供している施設から

は、お金のやりとり等を保護者と直接しなくてよかつたのでやりやすかったという声も聞いているため、そのような取り組みも紹介していきたい。

●事務局

- ・夏休み期間中10日以上昼食提供を行っている施設数はそのような取り組み事例を紹介してきた結果もあって、公設では12施設から37施設にまで拡大してきているため引き続き取り組みたい。

○委員

- ・夏休みのみ学童の受入れは、現場からは大変だったという意見もある。入学説明会には夏休みのみの利用を出来ることを案内することである程度ニーズも把握できたうえで新年度を迎えることが出来ると考えているが、拡充も慎重に進める必要がある。
- ・昼食提供は、保護者だけでなく子どもの立場も考える必要がある。みんなが家のお弁当を持参して食べている中で自分だけとなると疎外感に繋がる可能性。
- ・自主性、社会性を育む取り組みは神戸市が主導で取り組むのか、各施設で取り組むのか。

●事務局

- ・こどもまんなか社会ということでこども基本法が出来ているなかで、施設の方と一緒に子どもの意見を聞く取り組みを進めたい。こども会議をやるのか等の方法については、施設事業者が得意とする方法があることから、そこを一緒に進めたいという趣旨。

○委員

- ・保護者側に立った子育て支援という役割に加え、児童の健全育成という役割も学童施設や児童館等は担っていることから、保護者ニーズを取りやすいのは分かるが、子どもの目線に立った意見も吸い上げられると良いと考える。

○委員

- ・夏休みのみの学童保育は保護者にとってはありがたい。人材確保の面等課題はあるが、配慮を要する児童も安心して過ごせる場所になっていくと良いと思う

【その他意見】

○委員

- ・放課後の運動遊びは50校で週1回程度行っているようだが、このプログラムは教育委員会が検討し、大学生ボランティアが実動として行っているのか。こども達はどれぐらいの割合が参加しているのか。大学生はこどもに対する関わり方等に関する研修を受けているのかを分かれば教えてほしい。

●事務局

- 放課後運動遊びは、大学生の運動遊びサポーターを配置することで運動機会の確保、拡充を目指している。計画的なプログラムを教育委員会で用意しているのではなく、教育委員会が配置を進めている学生サポーターと子ども達が一緒に鬼ごっこやドッヂボール、自由遊び等を行っている。参加割合については把握していないが、研修については確認する。

○委員

- 警報時の対応について、公共交通機関の計画運休があるとスタッフは出てこられない。台風等の時でも公務員の方や医療関係者等は仕事を休めないのでニーズはあると考える。
- 校内にある学童保育コーナーは、警報で学校は休みだが学童の子は学校に来るということで、学校が休校ではなく開いているという認識を持たれ混乱が想定される。
- 当会議では小学生の話がメインであるが中学生も部活動が選べなくなっているような状況等もあることからその居場所の確保は必要と考える。
- 働き方改革で部活動についても教員ではなく外部人材を活用して実施していく方針のようだが、部活の顧問が出来ないため他の都市の教員採用試験を受けたという声もあったため情報としてお伝えしておく。

●事務局

- ご指摘の混乱も想定されるため、全施設で警報時の受け入れを行うべきかどうかは慎重に考える必要がある。

●事務局

- 中学校の部活動の地域移行を令和8年度から実施予定。部活動を教えられる教員や子どもの数も減っている。地域移行により、生徒に対してはより様々な活動の選択肢が提供できるようになると考えている。
- 部活動の負担がなくなることで、教員になってもらいやすくなるという趣旨もあるが、部活の顧問をしたいというご意見も貴重であるため、教育委員会内部で共有する。

○委員

- 例えば学級閉鎖の場合、保護者に今日は学校に居られない旨の連絡をメールで流し、午前中は学童に連絡が取れない場合もあるため、学童に登録していることを全担任が確認する。登録している家庭に電話連絡し、「鍵を持っているので家へ帰してもらえば」、「兄弟が終わるまで学校で待たせてほしい」、「仕事が

終わる時間まで学校で預かってほしい」という保護者の意向の確認を取り、こども一人一人に伝える必要があるため、警報時や学級閉鎖時であっても、そのまま校内に居てくれた方が学校としてはやりやすいというのがある一方で、感染症等のこどもの安全確保等を考えるとなかなか難しい。

○委員

- ・他都市なら学級閉鎖の場合は預かっている。一旦学童で預かってから各保護者に連絡している。警報時に関しても児童館と学校で協力して預かったりもしているが、朝に警報出たときが困る。学校にいる間に警報や学級閉鎖が発令された際には、学童で対応する方法で問題無いと考える。

○委員

- ・76校で運動場開放を行っているとのことだが、その他の地域で実施出来ていないのはやはり人材不足が原因と考える。PTAの取り組みとして中学生の居場所のために放課後に自習室を校内を作る予定。こちらもボランティア対応予定だが、のびのびひろばの謝金の上昇があれば、同じようにこちらも声をかけやすい。

○委員

- ・こどもの放課後の居場所づくりは校庭や運動場開放、運動遊び、のびのびひろば等様々な取り組みを行っているが、共通して人材確保や専門性の問題がある。地域全体でのびのびひろばを週1回程度、運動遊びも週1回程度等をうまく組み合わせて、1週間トータルで多様な居場所があるという形が目に見えて整理できると良い。思いを持った方や地域の特色もあることから、地域ぐるみできそうなところからモデル的な形で、こどもの成長や発達に関するこどもを地域で見守る流れになると、こども達が地域に愛着を持ち、成長したらボランティアのために戻ってくるという好循環につながると良いと考える。

第2回 放課後子ども総合プラン推進委員会 委員追加意見要旨

- ・配慮を必要とする児童への対応については、障害のある児童、虐待・いじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童という記載が「神戸っ子すこやかプラン2024」には記載されているが、次期計画には「食物アレルギーのある児童」も記載してはどうか。
- ・放課後の居場所づくりについて、学童保育とのびのびひろばの連携の部分の意味が分かりにくい。
- ・地域ボランティアの確保は大きな課題。
- ・夏休みのみ学童の職員確保の進め方。
- ・専門性の向上のための研修は実践的な研修も取り入れる等、内容の十分な精査が必要。